

# 民法改正に伴う帰責性概念の変更

	現行民法	改正民法	
<b>帰責性</b>	<p>帰責性＝故意・過失</p> <p>→故意過失ある債務者に対する責任追及の手段として解除・損害賠償請求</p>	<p>帰責性≠故意・過失</p> <p>→「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念」に照らして判断                      →免責事由が債務発生原因に即して判断される(415)                      →債務者に対する責任追及の手段としての解除制度から、債務の履行を得られなかった債権者を契約の拘束力から解放するための手段としての解除制度へ(541.542)</p>	
<p>↓</p> <p><b>改正前後の帰責性の概念の変更に伴い、次のような差異が生じる</b></p> <p>↓</p>			
<b>債務不履行による解除</b>	債務者の帰責性が必要(541.542)	債務者の帰責性は不要(541.542)	<p>→債権者債務者双方に帰責性なし                      ＝解除可(541.542)                      ＝履行不能なら反対給付の履行拒絶可(536 I)</p> <p>→債権者の帰責事由による債務不履行                      ＝債権者からの解除不可(543)                      ＝履行不能でも反対給付の履行拒絶不可(536 II)</p> <p>→有償契約における例外(559)                      目的物等についての危険の移転(567)                      1項: 特定物引渡し後の滅失・損傷                      →債権者債務者双方に帰責性なし                      ＝権利主張(追完請求・代金の減額請求・損害賠償請求・契約解除)不可                      ＝買主は代金支払い義務あり                      ※種類物の特定のみで危険は移転しない(引渡しが必要。通説の不採用)                      2項: 契約の内容に適合する目的物の受領拒絶後の滅失・損傷                      →1項に同じ</p>
<b>保存義務</b>	特定物債権における債務者の保存義務は善管注意義務(400) →注意とは過失責任	特定物債権における債務者の保存義務は善管注意義務 →善管注意義務の有無は「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念」に照らして判断(400。注意とは過失責任を意味しない)	
<b>履行不能</b>		履行不能の有無は「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念」に照らして判断(412の2)	
<b>危険負担</b>	双務契約において、債権者の責に帰することができない事由によって債務の履行が不能となったときに、反対債務が当然に消滅するか(債務者主義)、存続するか(債権者主義) →特定物の履行不能＝債権者主義(534.535)	双務契約において債務者の責に帰することができない事由によって債務の履行が不能となったときに、債権者が債務者からの反対債務の履行請求を拒絶することができるか否か(履行不能の場合でも、反対債務は当然に消滅せず、解除が必要) →特定物の履行不能≠債権者主義(536)	
<b>受領遅滞</b>	債権者に帰責性あり(413)	当然に債権者に帰責性ありとはならない(413) →契約その他の債権発生原因または信義則に基づき個別に受領義務や協力義務が認められるかを判断	

	現行民法	改正民法
瑕疵担保責任	瑕疵担保責任 = 法定責任 = 無過失責任 = 信賴利益のみ = 1年の期間制限  ≠ 債務不履行責任 = 過失責任 = 履行利益のみ = 短期期間制限なし	債務不履行責任 ≠ 過失責任 = 「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念」に照らして判断 契約不適合責任の新設 = 「契約の内容に適合しないものであるか」否かで判断 = 瑕疵担保責任という概念の廃止 → 物の種類、品質、数量に関して契約の内容に適合した物を引き渡すべき義務(562,564) = 特定物の売買において性質は契約の内容にならないとの特定物ドグマを否定 → 契約の内容に適合した権利を供与すべき義務(565)  ↓ 契約不適合責任と債務不履行責任とは同質  ↓ ・瑕疵担保責任の法定責任説の排除(契約責任説の採用) ・瑕疵担保責任は信賴利益のみという概念は排除 → 債務不履行の一般規定によることとなる(564) ・代金減額請求 ≠ 損害賠償請求 = 契約の一部解除 → 催告の要否や債務者の帰責性が不要であることを含み解除の一般規定と同様の枠組み(563) ・1年の期間制限の規程を廃止 → 但し、種類又は品質の契約不適合の場合 = 買主が知った時から1年内の通知義務(566) (数量、権利の契約不適合については1年内の通知義務もなし)
履行補助者の故意過失	債務者に帰責性あり(105)	履行補助者の「故意・過失」という概念自体が理論面での不整合 → 履行補助者の「行為」の評価の問題(415の改正及び105条の削除)